

告示

埼玉県自動車税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和元年十二月二十四日

埼玉県自動車税事務所長 大島 清

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
岡野礒油販売株式会社	代表取締役 岡野 隆	埼玉県さいたま市浦和区上木崎四丁目八番八号	令和元年十月三十一日